

改 定 後（表紙）

盛岡市水道工事
標準仕様書

令和5年4月1日以降適用

盛岡市上下水道局

改 定 前（表紙）

盛岡市水道工事
標準仕様書

令和4年10月1日以降適用

盛岡市上下水道局

改 定 後（第 1 章 総則）	改 定 前（第 1 章 総則）
① ー13 [本編] 日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督職員に提出しなければならない。 1－24 不可抗力による損害 1. 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約約款第29条の規定の適用を受けられる場合には、直ちに工事災害通知書により主任監督員に報告するものとする。 2. 契約約款第29条第1項に規定する「設計図書で定めた基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。 (1) 降雨に起因する場合 次のいずれかに該当する場合とする。 ① 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上 ② 1時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20mm以上 ③ 連続雨量（任意の72時間における雨量をいう。）が150mm以上 (2) 強風に起因する場合 最大風速（10分間の平均風速で最大のもの）が15m/秒以上あった場合 (3) 地震及び豪雪に起因する場合 地震及び豪雪により生じた災害にあつては、周囲の状況により判断し、相当の範囲に渡って他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合 3. 契約約款第29条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、第3章3－8及び契約約款第26条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。 1－25 特許権等 1. 受注者は、業務の遂行により発明または考案したときは、書面により監督職員に報告するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。 2. 発注者が、引渡を受けた契約の目的物が著作権法（平成30年7月改正 法律第72号第2条 第1項 第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。 なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物について発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。 1－26 保険の付保及び事故の補償 1. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。 2. 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他	① ー13 [本編] 日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督職員に提出しなければならない。 1－24 不可抗力による損害 1. 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約約款第29条の規定の適用を受けられる場合には、直ちに工事災害通知書により主任監督員に報告するものとする。 2. 契約約款第29条第1項に規定する「設計図書で定めた基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。 (1) 降雨に起因する場合 次のいずれかに該当する場合とする。 ① 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上 ② 1時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20mm以上 ③ 連続雨量（任意の72時間における雨量をいう。）が150mm以上 (2) 強風に起因する場合 最大風速（10分間の平均風速で最大のもの）が15m/秒以上あった場合 (3) 地震及び豪雪に起因する場合 地震及び豪雪により生じた災害にあつては、周囲の状況により判断し、相当の範囲に渡って他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合 3. 契約約款第29条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、第3章3－8及び契約約款第26条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。 1－25 特許権等 1. 受注者は、業務の遂行により発明または考案したときは、書面により監督職員に報告するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。 2. 発注者が、引渡を受けた契約の目的物が著作権法（平成22年12月3日改正 第65号第2条 第1項 第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。 なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物について発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。 1－26 保険の付保及び事故の補償 1. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。 2. 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他

改 定 後（第 2 章 提出書類）	改 定 前（第 2 章 提出書類）
②-3 [本編] 技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。 また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に写しを提出しなければならない。 なお、変更時と完了時の期間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。 2－8 施工体制台帳 1. 受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、その請負代金額にかかわらず、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営建技第16号、令和3年3月22日付け国港技第90号）」に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。 2. 第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営建技第16号、令和3年3月22日付け国港技第90号）」に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、監督職員に提出しなければならない。 3. 受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）及び元受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。 4. 受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度すみやかに監督職員に提出しなければならない。 2－9 工事週報 受注者は、前週分の作業内容等を記録した工事週報（様式第12号）について、配管略図及び継手チェックシート（様式第29号）を添付し、速やかに提出しなければならない。 なお、監督職員の承諾を得た工事週報及び対照用図面と共に整理した継手チェックシートは、工事完了の際においても、完成書類として提出すること。 2－10 一時休業届 受注者は、年末年始、ゴールデンウィーク及びお盆等で一時休業する場合は、休業期間中の安全巡視計画を「一時休業届」（様式第21号）により、一時休業する1週間前までに監督職員に提出しなければならない。	②-3 [本編] 技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。 また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に写しを提出しなければならない。 なお、変更時と完了時の期間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。 2－8 施工体制台帳 1. 受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、その請負代金額にかかわらず、国土交通省令及び「施工体制台帳の作成についての改正について（平成26年12月25日付け国土建第200号）」に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。 2. 第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳の作成等について（平成26年12月25日付け国土建第198～202号）」及び「施工体制台帳等活用マニュアル（平成26年12月25日付け国土建第206号）」に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、監督職員に提出しなければならない。 3. 受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）及び元受注者の専門技術者（選任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。 4. 受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度すみやかに監督職員に提出しなければならない。 2－9 工事週報 受注者は、前週分の作業内容等を記録した工事週報（様式第12号）について、配管略図及び継手チェックシート（様式第29号）を添付し、速やかに提出しなければならない。 なお、監督職員の承諾を得た工事週報及び対照用図面と共に整理した継手チェックシートは、工事完了の際においても、完成書類として提出すること。 2－10 一時休業届 受注者は、年末年始、ゴールデンウィーク及びお盆等で一時休業する場合は、休業期間中の安全巡視計画を「一時休業届」（様式第21号）により、一時休業する1週間前までに監督職員に提出しなければならない。

改 定 後（第 2 章 提出書類）	改 定 前（第 2 章 提出書類）
②-4 [本編] 2－11 工事施工連絡票 受注者は、断水作業、洗管作業及びバルブ操作等を行う場合には、施工を行う 1 週間前までに、「工事施工連絡票」（様式第20号）を作成し、監督職員に提出しなければならない。 2－12 工事完成届 受注者は、工事が完成した際には「工事完成届」（様式第15号）を作成し、工期内に監督職員に提出しなければならない。 2－13 完成検査時の提出書類 完成検査の際の提出書類は、監督職員の指示する書類を監督職員の確認のもと提出しなければならない。なお、提出書類は次を原則とする。 (1) 工事完成図面 (2) 工事週報（様式第12号） (3) 工事写真データ（盛岡市水道工事標準仕様書電子納品基準による） (4) 出来形管理図及び管理表 (5) 品質管理図及び管理表、検査及び試験成績書等 (6) 工事記録 以下については、必要と認める場合 (7) 工事写真帳（盛岡市水道工事標準仕様書工事写真帳作成基準による） (8) 道路占用写真（3 部） (9) 建設廃棄物処理結果報告書（様式第22号） (10) 消火栓台帳（様式第24号） (11) 空気弁台帳（様式第27号） (12) 水管橋台帳（様式第33号） (13) 配水幹線維持管理台帳（様式第34号） (14) 給水切替及び切離報告書（様式第28号） (15) 継手チェックシート（様式第29号） 2－14 工事完成図面 受注者は工事完成時、要領④「工事完成図面作成要領」に基づいて工事完成図面を作成し、次の成果品を監督職員に提出しなければならない。 (1) 電子記憶媒体（正、副）各 1 組 (2) 出力図（A 1版図面）2 部 (3) 附属弁栓類台帳1 式 (4) 工事完成図面情報入力票1 式 なお、電子記憶媒体に収められた内容は、監督職員の確認を受け、内容に不備があった場合には、その指示により修正し、再度確認を受けた後に提出すること。	②-4 [本編] 2－11 工事施工連絡票 受注者は、断水作業、洗管作業及びバルブ操作等を行う場合には、施工を行う 1 週間前までに、「工事施工連絡票」（様式第20号）を作成し、監督職員の承諾を得たうえで 9 部提出しなければならない。 2－12 工事完成届 受注者は、工事が完成した際には「工事完成届」（様式第15号）を作成し、工期内に監督職員に提出しなければならない。 2－13 完成検査時の提出書類 完成検査の際の提出書類は、監督職員の指示する書類を監督職員の確認のもと提出しなければならない。なお、提出書類は次を原則とする。 (1) 工事完成図面 (2) 工事週報（様式第12号） (3) 工事写真帳（監督員の指示による） (4) 工事写真データ（盛岡市水道工事標準仕様書電子納品基準による） (5) 出来形管理図及び管理表 (6) 品質管理図及び管理表、検査及び試験成績書等 (7) 工事記録 以下については、必要と認める場合 (8) 道路占用写真（3 部） (9) 建設廃棄物処理結果報告書（様式第22号） (10) 消火栓台帳（様式第24号） (11) 空気弁台帳（様式第27号） (12) 水管橋台帳（様式第33号） (13) 配水幹線維持管理台帳（様式第34号） (14) 給水切替及び切離報告書（様式第28号） (15) 継手チェックシート（様式第29号） 2－14 工事完成図面 受注者は工事完成時、要領④「工事完成図面作成要領」に基づいて工事完成図面を作成し、次の成果品を監督職員に提出しなければならない。 (1) 電子記憶媒体（正、副）各 1 組 (2) 出力図（A 1版図面）3 部 (3) 附属弁栓類台帳1 式 (4) 工事完成図面情報入力票1 式 なお、電子記憶媒体に収められた内容は、監督職員の確認を受け、内容に不備があった場合には、その指示により修正し、再度確認を受けた後に提出すること。

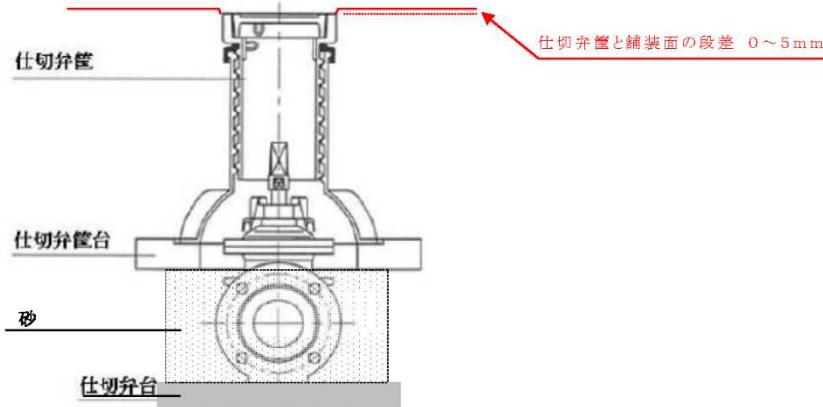
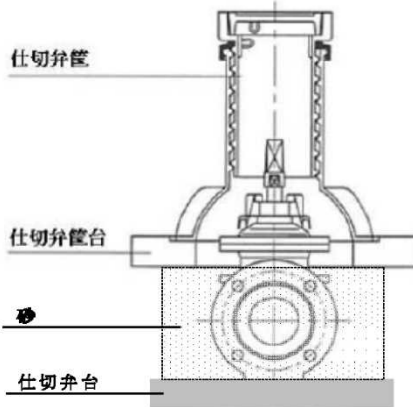
改 定 後（第 3 章 施 工 管 理）	改 定 前（第 3 章 施 工 管 理）
③-2 [本編] 4. 受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。 5. 受注者は、工事の施工に当たり発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負うものとし、損傷を受けるおそれのある杭又は障害となる杭については事前に設置換えや移設を行い、工事完成時までには復元しなければならない。 6. 本条で規定する事項については、受注者の責任と費用負担において行わなければならない。 3－3 工事中の安全確保 1. 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和3年3月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通知、平成17年3月31日）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。 2. 受注者は、工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。 3. 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号、令和元年9月2日）を遵守して、災害の防止を図らなければならない。 4. 土木工事に使用する建設機械の設定、使用等については、設計図書により建設機械が指定されている場合には、受注者は、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、受注者は、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、を使用することができる。 5. 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上又は地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。 6. 受注者は、豪雨、出水、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。 7. 受注者は、工事現場に工事関係者以外の者の立入りを禁止する場合は板囲、ロープ等により囲うとともに、立入り禁止の表示をしなければならない。 8. 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。 9. 受注者は、工事箇所及びその周辺において積雪があった場合、通行の支障とならないよう除雪を行うとともに標識、工事標示板等に付着した雪は払い落とし、見やすいものとしておくこと。 10. 受注者は、受注者の負担と責任において現場事務所、作業員宿舍、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。 11. 受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、施工計画書に当該工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するとともに、その実施状況については、ビデオ等又は工事報告等に記録した資料を整備・保管し、監督職員からの請求	③-2 [本編] 4. 受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。 5. 受注者は、工事の施工に当たり発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負うものとし、損傷を受けるおそれのある杭又は障害となる杭については事前に設置換えや移設を行い、工事完成時までには復元しなければならない。 6. 本条で規定する事項については、受注者の責任と費用負担において行わなければならない。 3－3 工事中の安全確保 1. 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術調査課監修、平成29年3月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省総合政策局建設施工企画課企画専門官、平成17年3月31日）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。 2. 受注者は、工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。 3. 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設事務次官通達、平成5年1月12日）を遵守して、災害の防止を図らなければならない。 4. 土木工事に使用する建設機械の設定、使用等については、設計図書により建設機械が指定されている場合には、受注者は、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、受注者は、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、を使用することができる。 5. 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上又は地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。 6. 受注者は、豪雨、出水、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。 7. 受注者は、工事現場に工事関係者以外の者の立入りを禁止する場合は板囲、ロープ等により囲うとともに、立入り禁止の表示をしなければならない。 8. 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。 9. 受注者は、工事箇所及びその周辺において積雪があった場合、通行の支障とならないよう除雪を行うとともに標識、工事標示板等に付着した雪は払い落とし、見やすいものとしておくこと。 10. 受注者は、受注者の負担と責任において現場事務所、作業員宿舍、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。 11. 受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、施工計画書に当該工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するとともに、その実施状況については、ビデオ等又は工事報告等に記録した資料を整備・保管し、監督職員からの請求

改 定 後（第 3 章 施 工 管 理）	改 定 前（第 3 章 施 工 管 理）
③-8 [本編] があった場合は速やかに提示するとともに、記録した資料は検査時に提出しなければならない。 (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育 (2) 当該工事内容等の周知徹底 (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底 (4) 当該工事における災害対策訓練 (5) 当該工事現場で予想される事故対策 (6) その他、安全・訓練等として必要な事項 12. 受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。 13. 受注者は、工事現場が隣接又は同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。 14. 監督職員が、労働安全衛生法（令和元年 6 月改正 法律第37号）第30条第 1 項に規定する措置を講じる者として、同条第 2 項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。 15. 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。 16. 受注者は、施工計画の立案に当たっては、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等現地の状況を勘案し、防災対策を考慮の上施工方法及び施工時期を決定しなければならない。特に梅雨、台風等の出水期の施工にあたっては、工法、工程について十分に配慮しなければならない。 17. 受注者は、災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとする。 18. 受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の表示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じるものとする。 19. 受注者は、第三者が掘削箇所転落しない様に転落防止柵等を設置すること。ただし、これにより難い場合は、保安柵等を適切に設置すること。 3－4 環境対策 1. 受注者は建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和 62 年 3 月 30 日改正）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。 2. 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに監督職員に報告し、監督職員の指示があればこれに従わなければならない。	③-8 [本編] があった場合は速やかに提示するとともに、記録した資料は検査時に提出しなければならない。 (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育 (2) 当該工事内容等の周知徹底 (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底 (4) 当該工事における災害対策訓練 (5) 当該工事現場で予想される事故対策 (6) その他、安全・訓練等として必要な事項 12. 受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。 13. 受注者は、工事現場が隣接又は同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。 14. 監督職員が、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第30条第 1 項に規定する措置を講じる者として、同条第 2 項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。 15. 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。 16. 受注者は、施工計画の立案に当たっては、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等現地の状況を勘案し、防災対策を考慮の上施工方法及び施工時期を決定しなければならない。特に梅雨、台風等の出水期の施工にあたっては、工法、工程について十分に配慮しなければならない。 17. 受注者は、災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとする。 18. 受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の表示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じるものとする。 19. 受注者は、第三者が掘削箇所転落しない様に転落防止柵等を設置すること。ただし、これにより難い場合は、保安柵等を適切に設置すること。 3－4 環境対策 1. 受注者は建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和 62 年 3 月 30 日）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。 2. 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに監督職員に報告し、監督職員の指示があればこれに従わなければならない。

改 定 後（第 3 章 施 工 管 理）	改 定 前（第 3 章 施 工 管 理）
③-4 [本編] 3. 第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、受注者は1-22 第 5 項及び第 7 項の規定に従い対応しなければならない。 4. 監督職員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提示を求めることができる。この場合において、受注者は必要な資料を提示しなければならない。 3-5 文化財の保護 1. 受注者は、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、工事に携わる全ての関係者に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を一時中止したうえで、速やかに監督職員に報告し、その指示に従わなければならない。 2. 受注者が、工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。 3-6 沿道居住者への広報 1. 受注者は、工事着手に先立ち現場付近の住民に対し工事の目的、工期について十分な広報を行い、工事に対する理解と協力を得られるよう努めなければならない。（記載例―①、記載例―②） 2. 工事に伴い通行の禁止又は制限を必要とする場合は、関係官公庁その他の許可を得て、その許可条件及び監督職員の指示に従い付近住民に説明し理解と協力を求め、又必要な箇所に指定の標示板等を設けなければならない。 3-7 交通安全管理 1. 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する通路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に損害を及ぼした場合は、契約約款第28条によって処置するものとする。 2. 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。 3. 受注者は、供用中の道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和 2 年 3 月改正 内閣府・国土交通省令第1号）」、「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（国土交通省道路局長通知、平成18年 3 月31日付け国道利37号・国道国防第205号）」、「道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知、平成18年 3 月31日付け国道利38号・国道国防第206	③-4 [本編] 3. 第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、受注者は1-22 第 5 項及び第 7 項の規定に従い対応しなければならない。 4. 監督職員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提示を求めることができる。この場合において、受注者は必要な資料を提示しなければならない。 3-5 文化財の保護 1. 受注者は、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、工事に携わる全ての関係者に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を一時中止したうえで、速やかに監督職員に報告し、その指示に従わなければならない。 2. 受注者が、工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。 3-6 沿道居住者への広報 1. 受注者は、工事着手に先立ち現場付近の住民に対し工事の目的、工期について十分な広報を行い、工事に対する理解と協力を得られるよう努めなければならない。（記載例―①、記載例―②） 2. 工事に伴い通行の禁止又は制限を必要とする場合は、関係官公庁その他の許可を得て、その許可条件及び監督職員の指示に従い付近住民に説明し理解と協力を求め、又必要な箇所に指定の標示板等を設けなければならない。 3-7 交通安全管理 1. 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する通路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に損害を及ぼした場合は、契約約款第28条によって処置するものとする。 2. 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。 3. 受注者は、供用中の道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成26年5月26日改正 内閣府・国土交通省令第1号）」、「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（国土交通省道路局長通知、平成18年 3 月31日付け国道利37号・国道国防第205号）」、「道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知、平成18年 3 月31日付け国道利38号・国道国防第206

改 定 後（第 3 章 施 工 管 理）	改 定 前（第 3 章 施 工 管 理）
③-5 [本編] 号）」及び保安施設設置基準（岩手県県土整備部道路環境課通知、平成18年4月28日付け道環第32号）に基づき、安全対策を講じなければならない。 4. 受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。 5. 受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持、管理、補修及び使用方法等の計画書を監督職員に提出しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続きをとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を自らの費用負担で行わなければならない。 6. 発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。 7. 受注者は、設計図書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。 8. 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。 9. 同一路線で工事現場が近接する場合、それぞれの工事現場間隔が300m以上となるように作業帯を設けなければならない。 10. 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月改正 政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和2年6月改正 政令第181号）第22条における制限を越えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和2年6月改正 法律第52号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。 11. 受注者は、交通誘導にあたっては警備業法施行規則第38条による教育の履歴者、建設業協会等が主催する建設工事の事故防止のため安全講習会の受講者あるいは交通誘導警備業務に係る検定（1級または2級）の合格者を配置するものとし、教育の実施状況、受講証等の写し等確認できる資料を監督職員に提出するものとする。なお、受注者は交通誘導警備業務を警備業務者に委託した場合、かつ、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表の5の項の規定により都道府県公安委員会が認定した路線において交通誘導を行う場合にあっては、交通誘導を行う現場ごとに必ず交通誘導警備業務に係る検定（1級または2級）の合格者を1人以上配置するものとし、合格証明書の写しを監督職員に提出するものとする。 3－8 爆発及び火災の防止 1. 受注者は、爆発物等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合には関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。	③-5 [本編] 号）」及び保安施設設置基準（岩手県県土整備部道路環境課通知、平成18年4月28日付け道環第32号）に基づき、安全対策を講じなければならない。 4. 受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。 5. 受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持、管理、補修及び使用方法等の計画書を監督職員に提出しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続きをとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を自らの費用負担で行わなければならない。 6. 発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。 7. 受注者は、設計図書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。 8. 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。 9. 同一路線で工事現場が近接する場合、それぞれの工事現場間隔が300m以上となるように作業帯を設けなければならない。 10. 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成26年5月28日改正政令第424号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施工令（平成26年4月改正 政令第169号）第22条における制限を越えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（平成26年6月改正 法律第69号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。 11. 受注者は、交通誘導にあたっては警備業法施行規則第38条による教育の履歴者、建設業協会等が主催する建設工事の事故防止のため安全講習会の受講者あるいは交通誘導警備業務に係る検定（1級または2級）の合格者を配置するものとし、教育の実施状況、受講証等の写し等確認できる資料を監督職員に提出するものとする。なお、受注者は交通誘導警備業務を警備業務者に委託した場合、かつ、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表の5の項の規定により都道府県公安委員会が認定した路線において交通誘導を行う場合にあっては、交通誘導を行う現場ごとに必ず交通誘導警備業務に係る検定（1級または2級）の合格者を1人以上配置するものとし、合格証明書の写しを監督職員に提出するものとする。 3－8 爆発及び火災の防止 1. 受注者は、爆発物等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合には関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。

改 定 後（第 5 章 土 工）	改 定 前（第 5 章 土 工）
⑤-1〔本編〕 第5章 土 工 5-1 適用 本章は、管路工事の土工その他これに類する事項について適用するものとし、一般的技術内容については、「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通達、令和3年3月）及び「建設工事公衆災害防止対策要綱」（国土交通省告示第496号、令和元年9月2日）によるものとする。 5-2 布設位置の選定 1. 管布設の平面位置及び埋設深さ（土被り）は、設計図書、現地調査並びに必要な応じた試験掘により状況把握のうえ選定するものとする。 2. 埋設深さ（土被り）は、下層路盤の下面から30cm下がりの基本とするが、管の口径が300mm以下の場合、最小埋設深さは90cmとする。また、管の口径350mm以上となる場合、最小埋設深さは120cmとする。ただしマウントアップの歩道に管を埋設する場合、将来の歩道切り下げ等を考慮し、マウントアップの高さ分(埋設深さ（土被り）＝最小埋設深さ＋マウントアップ高さ）を加えるものとする。 5-3 埋設物等調査 工事区域内にある埋設物等について、形状寸法、管種、管径、土被り、埋設年、圧力等の状況などを管理者の図面と照合しながら平面位置及び深さ等を確認する。 ガス管、ケーブル等破損することにより住民生活に大きな影響を与える施設、または、重大事故につながる恐れがある施設が埋設されているときは必要に応じ、各管理者の立会いのもとで試験掘を行うものとする。これらにより確認された事項については、文書及び図面等に残しておくこと。 主な埋設物は次のとおりである。 （1） 地上物件 電柱、空中線、街路樹、公衆電話等 （2） 地下物件 上下水道管、ガス管、ケーブル（電気、電話、高速通信）、有線テレビ等 5-4 床掘工 1. 床掘は、あらかじめ標示施設、保安施設、土留、排水、覆工、残土処理方法、埋戻材料、その他必要な諸般の準備を整えたうえ着手しなければならない。 2. 舗装切断時に現場内で発生する排水(汚泥)は、放流することなく、産業廃棄物処理法に基づき、回収・運搬・処理しなければならない。 なお、排水が伴わない工法を採用する場合は監督員と別途協議し、発生する粉塵等については適正に処理しなければならない。	⑤-1〔本編〕 第5章 土 工 5-1 適用 本章は、管路工事の土工その他これに類する事項について適用するものとし、一般的技術内容については、「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術調査課監修）及び「建設工事公衆災害防止対策要綱」（建設事務次官通達、平成5年1月12日）によるものとする。 5-2 布設位置の選定 1. 管布設の平面位置及び埋設深さ（土被り）は、設計図書、現地調査並びに必要な応じた試験掘により状況把握のうえ選定するものとする。 2. 埋設深さ（土被り）は、下層路盤の下面から30cm下がりの基本とするが、管の口径が300mm以下の場合、最小埋設深さは90cmとする。また、管の口径350mm以上となる場合、最小埋設深さは120cmとする。ただしマウントアップの歩道に管を埋設する場合、将来の歩道切り下げ等を考慮し、マウントアップの高さ分(埋設深さ（土被り）＝最小埋設深さ＋マウントアップ高さ）を加えるものとする。 5-3 埋設物等調査 工事区域内にある埋設物等について、形状寸法、管種、管径、土被り、埋設年、圧力等の状況などを管理者の図面と照合しながら平面位置及び深さ等を確認する。 ガス管、ケーブル等破損することにより住民生活に大きな影響を与える施設、または、重大事故につながる恐れがある施設が埋設されているときは必要に応じ、各管理者の立会いのもとで試験掘を行うものとする。これらにより確認された事項については、文書及び図面等に残しておくこと。 主な埋設物は次のとおりである。 （1） 地上物件 電柱、空中線、街路樹、公衆電話等 （2） 地下物件 上下水道管、ガス管、ケーブル（電気、電話、高速通信）、有線テレビ等 5-4 床掘工 1. 床掘は、あらかじめ標示施設、保安施設、土留、排水、覆工、残土処理方法、埋戻材料、その他必要な諸般の準備を整えたうえ着手しなければならない。 2. 舗装切断時に現場内で発生する排水(汚泥)は、放流することなく、産業廃棄物処理法に基づき、回収・運搬・処理しなければならない。 なお、排水が伴わない工法を採用する場合は監督員と別途協議し、発生する粉塵等については適正に処理しなければならない。

改 定 後（第 8 章 付 属 施 設）		改 定 前（第 8 章 付 属 施 設）													
⑧-1 [本編]		⑧-1 [本編]													
第 8 章 付 属 施 設		第 8 章 付 属 施 設													
8－1 弁室の構造		8－1 弁室の構造													
付属施設の仕様は、設計図書に記載のある場合を除き別添の各仕様書によるものとする。		付属施設の仕様は、設計図書に記載のある場合を除き別添の各仕様書によるものとする。													
仕様書① 空気弁室、排水弁室及び仕切弁室用鉄蓋仕様書		仕様書① 空気弁室、排水弁室及び仕切弁室用鉄蓋仕様書													
仕様書② 組立マンホール仕様書		仕様書② 組立マンホール仕様書													
仕様書③ 排水弁室仕様書		仕様書③ 排水弁室仕様書													
仕様書④ 消火栓室用鉄蓋仕様書		仕様書④ 消火栓室用鉄蓋仕様書													
仕様書⑤ 仕切弁篋仕様書		仕様書⑤ 仕切弁篋仕様書													
8－2 鉄蓋の仕様		8－2 鉄蓋の仕様													
弁室及び消火栓室に使用する鉄蓋の仕様は、空気弁室、排水弁室及び仕切弁室用鉄蓋仕様書及び消火栓室用鉄蓋仕様書によるものとし、設計図書に記載のある場合を除き、次を標準とする。		弁室及び消火栓室に使用する鉄蓋の仕様は、空気弁室、排水弁室及び仕切弁室用鉄蓋仕様書及び消火栓室用鉄蓋仕様書によるものとし、設計図書に記載のある場合を除き、次を標準とする。													
<table><tr><th>鉄 蓋</th><th>道路幅員</th></tr><tr><td>T－1 4</td><td>6 m 以下の場合</td></tr><tr><td>T－2 5</td><td>6 m を超える場合</td></tr></table>		鉄 蓋	道路幅員	T－1 4	6 m 以下の場合	T－2 5	6 m を超える場合	<table><tr><th>鉄 蓋</th><th>道路幅員</th></tr><tr><td>T－1 4</td><td>6 m 以下の場合</td></tr><tr><td>T－2 5</td><td>6 m を超える場合</td></tr></table>		鉄 蓋	道路幅員	T－1 4	6 m 以下の場合	T－2 5	6 m を超える場合
鉄 蓋	道路幅員														
T－1 4	6 m 以下の場合														
T－2 5	6 m を超える場合														
鉄 蓋	道路幅員														
T－1 4	6 m 以下の場合														
T－2 5	6 m を超える場合														
8－3 仕切弁の設置		8－3 仕切弁の設置													
1. 仕切弁台は管路布設方向に対して横向きに設置し、1 枚の仕切弁台に台座部が納まらない場合は仕切弁台を 2 枚使用する。		1. 仕切弁台は管路布設方向に対して横向きに設置し、1 枚の仕切弁台に台座部が納まらない場合は仕切弁台を 2 枚使用する。													
2. 仕切弁は、仕切弁台の上に垂直に設置し、周辺は砂で防護する。		2. 仕切弁は、仕切弁台の上に垂直に設置し、周辺は砂で防護する。													
3. 仕切弁篋は、基礎を十分に締め固め、仕切弁篋台を設置し、その上部に篋を設置する。		3. 仕切弁篋は、基礎を十分に締め固め、仕切弁篋台を設置し、その上部に篋を設置する。													
4. 仕切弁篋は、舗装仕上がり面より高くしないこととし、段差を 5 mm 以内とする。		4. 仕切弁篋は、舗装仕上がり面より高くしないこととし、段差を 5 mm 以内とする。													
															

改 定 後（第 8 章 付 属 施 設）	改 定 前（第 8 章 付 属 施 設）
⑧-3〔本編〕 6. 地上式消火栓までの配管は、全て GX 形とする。直管と異形管受け口との接合は消火栓の移設を考慮し、G-Link とすること。 7. 消火栓は垂直に設置すること。 8. 排水装置が目詰まりしない様に、スリーブ等を設置すること。 9. 地下式消火栓等を設置する際は、回転防止のため、組立マンホール内の直管とフランジ付き T 字管の受け口との接合を G-Link とすること。なお、空気弁、φ 75 mm 排水弁の設置においても同様とする。 10. 鉄蓋は、舗装仕上がり面より高くしないこととし、段差を 5 mm 以内とする。 8－5 不凍式排水弁（高密度ポリエチレン管）の設置 1. 不凍式排水弁に接続するダクタイル鋳鉄管の挿し口の突部は切り落とし、管の切断処理を適正に行うこと。 2. 本管がダクタイル鋳鉄管 S50 形の場合、T 字管から不凍式排水弁（高密度ポリエチレン管）までは S50 形で配管することとし、直管と異形管受け口との接合は異形管切管施工時の抜止押輪とする。 3. 本管がダクタイル鋳鉄管 GX 形 φ 75～150mm の場合、T 字管から不凍式排水弁（高密度ポリエチレン管）までは GX 形 φ 75mm で配管を基本とし、直管と異形管受け口との接合は G-Link とする。 4. 充填する砕石は、水が浸透する様配慮すること。 5. 配水管末端部に接続するダクタイル鋳鉄管の口径は、φ 50 又は 75mm とする。	⑧-3〔本編〕 6. 地上式消火栓までの配管は、全て GX 形とする。直管と異形管受け口との接合は消火栓の移設を考慮し、G-Link とすること。 7. 消火栓は垂直に設置すること。 8. 排水装置が目詰まりしない様に、スリーブ等を設置すること。 9. 地下式消火栓等を設置する際は、回転防止のため、組立マンホール内の直管とフランジ付き T 字管の受け口との接合を G-Link とすること。なお、空気弁、φ 75 mm 排水弁の設置においても同様とする。 8－5 不凍式排水弁（高密度ポリエチレン管）の設置 1. 不凍式排水弁に接続するダクタイル鋳鉄管の挿し口の突部は切り落とし、管の切断処理を適正に行うこと。 2. 本管がダクタイル鋳鉄管 S50 形の場合、T 字管から不凍式排水弁（高密度ポリエチレン管）までは S50 形で配管することとし、直管と異形管受け口との接合は異形管切管施工時の抜止押輪とする。 3. 本管がダクタイル鋳鉄管 GX 形 φ 75～150mm の場合、T 字管から不凍式排水弁（高密度ポリエチレン管）までは GX 形 φ 75mm で配管を基本とし、直管と異形管受け口との接合は G-Link とする。 4. 充填する砕石は、水が浸透する様配慮すること。 5. 配水管末端部に接続するダクタイル鋳鉄管の口径は、φ 50 又は 75mm とする。

改 定 後（要領③ 工事写真撮影要綱）	改 定 前（要領③ 工事写真撮影要綱）
要領③-1 <要領③> 工事写真撮影要領 1．適用 この工事写真撮影要領は、送配水管工事の工事写真の撮影に適用する。 2．工事写真の分類 工事写真は次のように分類する。 (1) 着手前及び完成写真（既設部分写真等を含む） (2) 施工状況写真 (3) 安全管理写真 (4) 使用材料写真 (5) 品質管理写真 (6) 出来形管理写真 (7) 災害写真 (8) その他（公害、環境、補償等） 3．写真の色彩 写真はカラーとする。 4．工事写真の整理方法 工事写真の整理方法は次によるものとする。 (1) 工事写真は電子媒体で提出し、「電子納品基準」によるものとする。 (2) 監督職員と協議のうえ、工事写真を印刷で提出する場合は、「工事写真帳作成基準」によるものとする。 (3)整理については、工事全体の流れがわかるものを作成し、工種毎に工事過程（着手前、施工状況、出来形管理、完成等）が容易に把握できるようにする。 (4) 同じ工種が繰返すものについては、代表的な1サイクルの写真を整理し、その他は必要に整理する。 (5) 施工状況、安全管理、使用材料、品質管理、出来形管理写真等は、それぞれ分類して整理する。 5．工事写真の撮影基準 工事写真の撮影は、別表3-1「撮影箇所一覧表」に示すものを標準とする。 (1) 写真撮影にあつては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を被写体とともに	要領③-1 <要領③> 工事写真撮影要領 1．適用 この工事写真撮影要領は、送配水管工事の工事写真の撮影に適用する。 2．工事写真の分類 工事写真は次のように分類する。 (1) 着手前及び完成写真（既設部分写真等を含む） (2) 施工状況写真 (3) 安全管理写真 (4) 使用材料写真 (5) 品質管理写真 (6) 出来形管理写真 (7) 災害写真 (8) その他（公害、環境、補償等） 3．写真の色彩 写真はカラーとする。 4．工事写真の整理方法 工事写真の整理方法は次によるものとする。 (1) 工事写真を電子媒体で提出する場合は、「電子納品基準」によるものとする。 (2) 工事写真を印刷で提出する場合は、「工事写真帳作成基準」によるものとする。 (3)整理については、工事全体の流れがわかるものを作成し、工種毎に工事過程（着手前、施工状況、出来形管理、完成等）が容易に把握できるようにする。 (4) 同じ工種が繰返すものについては、代表的な1サイクルの写真を整理し、その他は必要に整理する。 (5) 施工状況、安全管理、使用材料、品質管理、出来形管理写真等は、それぞれ分類して整理する。 5．工事写真の撮影基準 工事写真の撮影は、別表3-1「撮影箇所一覧表」に示すものを標準とする。 (1) 写真撮影にあつては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を被写体とともに写しこむものとする。

改 定 後（要領③ 工事写真撮影要綱）				改 定 前（要領③ 工事写真撮影要綱）			
要領③-4				要領③-4			
別表 3-1-(2) 【撮影箇所一覧表(2)】				別表 3-1-(2) 【撮影箇所一覧表(2)】			
	撮 影 種 目	撮 影 要 領	撮影箇所 整理枚数		撮 影 種 目	撮 影 要 領	撮影箇所 整理枚数
(14)	消火栓設置工	①設置状況（全景） ②基準高（舗装仕上がり面から上胴部最下面までの距離）が確認できるもの（地上式の場合）	各箇所	(14)	消火栓設置工	①設置状況（全景） ②基準高（舗装仕上がり面から上胴部最下面までの距離）が確認できるもの（地上式の場合）	各箇所
(15)	仕切弁筐設置工 各種弁室設置工	①舗装面と仕切弁筐、各種弁室鉄蓋の段差状況が確認できるもの	各箇所	(15)	舗装仮復旧工	①舗装状況が確認できるもの ②スタッフ等により厚さが確認できるもの	測点40m 毎
(16)	舗装仮復旧工	①舗装状況が確認できるもの ②スタッフ等により厚さが確認できるもの	測点40m 毎	(16)	弁室等の構造物 基礎工 コンクリート工	①掘削断面の出来形寸法の確認できるもの ②スタッフにより基礎碎石又はコンクリート構造物の幅、厚さの出来形寸法が確認できるもの ③型枠の据付け状況 ④鉄筋の径別配筋状況 ⑤コンクリートのスランプ試験状況 ⑥コンクリートの強度試験状況 ⑦完成写真（全景）	各箇所
(17)	弁室等の構造物 基礎工 コンクリート工	①掘削断面の出来形寸法の確認できるもの ②スタッフにより基礎碎石又はコンクリート構造物の幅、厚さの出来形寸法が確認できるもの ③型枠の据付け状況 ④鉄筋の径別配筋状況 ⑤コンクリートのスランプ試験状況 ⑥コンクリートの強度試験状況 ⑦完成写真（全景）	各箇所	(17)	給水管切替工	①スタッフにより土被りが確認できるもの ②スタッフにより出来形寸法が確認できるもの ③サドル分岐、ポリエチレンシート施工状況 ④メーターボックスの設置状況（プッシュリベット又はストッパーの設置状況、中蓋の設置状況、水栓番号・部屋番号等の記載状況等） ⑤配管状況が確認できるもの	各戸毎 （指示のある時は別途）
(18)	給水管切替工	①スタッフにより土被りが確認できるもの ②スタッフにより出来形寸法が確認できるもの ③サドル分岐、ポリエチレンシート施工状況 ④メーターボックスの設置状況（プッシュリベット又はストッパーの設置状況、中蓋の設置状況、水栓番号・部屋番号等の記載状況等） ⑤配管状況が確認できるもの	各戸毎 （指示のある時は別途）	(18)	管洗浄工 （ポリビッド洗浄）	①ポリビッドを挿入している状況 ②管によるポリビッドの排出状況 ③仮設配管状況 ④残留塩素濃度測定記録写真	挿入時 排出時 各箇所
(19)	管洗浄工 （ポリビッド洗浄）	①ポリビッドを挿入している状況 ②管によるポリビッドの排出状況 ③仮設配管状況 ④残留塩素濃度測定記録写真	挿入時 排出時 各箇所	(19)	水圧試験	水圧試験立会検査	水圧試験毎
(20)	水圧試験	水圧試験立会検査	水圧試験毎	(20)	舗装本復旧工 （土工）	舗装切断工 ①作業状況 掘 削 工 ①掘削状況 路 盤 工 ②出来形寸法の確認ができるもの ①ローラ又はタンパによる転圧状況 ②スタッフにより厚さの出来形寸法の確認できるもの	測点40m 毎
(21)	舗装本復旧工 （土工）	舗装切断工 ①作業状況 掘 削 工 ①掘削状況 路 盤 工 ②出来形寸法の確認ができるもの ①ローラ又はタンパによる転圧状況 ②スタッフにより厚さの出来形寸法の確認できるもの	測点40m 毎	(21)	舗装本復旧工 （表層・基層）	①アスファルト乳剤散布状況 ②合材舗設状況 ③ローラ又はタンパによる転圧状況 ④合材の初期締固め時の温度確認	測点40m 毎 各箇所
(22)	舗装本復旧工 （表層・基層）	①アスファルト乳剤散布状況 ②合材舗設状況 ③ローラ又はタンパによる転圧状況 ④合材の初期締固め時の温度確認	測点40m 毎 各箇所	(22)	充填工	①使用充填材確認（納入量確認） ②プラント全景 ③充填材注入配管（起点側・終点側） ④練混状況 ⑤充填確認（終点側） ⑥充填量確認（充填後）（チャート紙又は充填材空袋）	各箇所
(23)	充填工	①使用充填材確認（納入量確認） ②プラント全景 ③充填材注入配管（起点側・終点側） ④練混状況 ⑤充填確認（終点側） ⑥充填量確認（充填後）（チャート紙又は充填材空袋）	各箇所				

改 定 後（基準 ②出来形管理基準）				改 定 前（基準 ②出来形管理基準）			
<管理基準②-3>				<管理基準②-3>			
単位 mm				単位 mm			
工 種	項 目	規 格 値	測 定 基 準	工 種	項 目	規 格 値	測 定 基 準
消火栓設置工（地上式）	基準高 ※基準高は、舗装仕上がり面から上胴部最下面までの距離とし、80mmを基準値とする。	± 30	全ての地上式消火栓	消火栓設置工（地上式）	基準高 ※基準高は、舗装仕上がり面から上胴部最下面までの距離とし、80mmを基準値とする。	± 30	全ての地上式消火栓
仕切弁篋設置工 各種弁室設置工	基準高 ※基準高は、舗装仕上がり面とし、各種弁室鉄蓋等の上面までの下がり5mm以内とする。	0 ～ -5 以内	全ての仕切弁篋、弁室	函渠工・開渠工等	基準高	± 30	函渠等寸法は、両端、施工継手箇所及び構造図の寸法 表示箇所その他については監督職員の指示による。 各区间延長は-20cm
函渠工・開渠工等	基準高	± 30	函渠等寸法は、両端、施工継手箇所及び構造図の寸法 表示箇所その他については監督職員の指示による。 各区间延長は-20cm				
	厚さt ₁ ～t ₄	- 20					
	幅（内法） a	- 30					
	高さ h	± 30					
	延長 L	設計値以上					
街渠	延長		設計値以上	街渠	延長		設計値以上
	基礎工	幅	- 50		基礎工	幅	- 50
		厚	- 30			厚	- 30
備考				備考			

改 定 後（様式 様式第 20 号）										改 定 前（様式 様式第 20 号）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
様式第20号 <table><tr><th colspan="10">工事施工連絡票</th></tr><tr><td colspan="10">令和 年 月 日</td></tr><tr><td colspan="2">工事の名称</td><td colspan="8"></td></tr><tr><td rowspan="3">施 工</td><td rowspan="3">日時</td><td colspan="2">月</td><td colspan="2">日</td><td colspan="4">時から</td></tr><tr><td colspan="2">月</td><td colspan="2">日</td><td colspan="4">時まで</td></tr><tr><td colspan="2">断水時間</td><td colspan="2">時</td><td colspan="2">～</td><td colspan="2">時</td><td colspan="2">まで</td></tr><tr><td colspan="2">場所</td><td colspan="8">（図面は別紙掲載）</td></tr><tr><td colspan="2" rowspan="2">受 注 者</td><td colspan="8">TEL</td></tr><tr><td colspan="8">現場代理人 TEL</td></tr><tr><td colspan="2">担当課・係</td><td colspan="4"></td><td colspan="2">監督員 （担当者）</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2" rowspan="5">工事内容</td><td colspan="2">断水工事</td><td colspan="2">不断水工事</td><td colspan="2">凍結工事</td><td colspan="2">切り廻し</td><td colspan="2">洗管作業</td></tr><tr><td colspan="2">バルブ操作</td><td colspan="10">その他（ ）</td></tr><tr><td colspan="10"></td></tr><tr><td colspan="10"></td></tr><tr><td colspan="10"></td></tr><tr><td colspan="2">影 響</td><td colspan="2">断水</td><td colspan="2">濁り</td><td colspan="2">減圧</td><td colspan="2">減水（ ）</td><td colspan="2">約 世帯</td></tr><tr><td colspan="2">広 報</td><td colspan="2">チラシ</td><td colspan="2">口頭</td><td colspan="2">広報車</td><td colspan="4">その他（ ）</td></tr><tr><td colspan="2" rowspan="5">注意事項</td><td colspan="18"></td></tr><tr><td colspan="18"></td></tr><tr><td colspan="18"></td></tr><tr><td colspan="18"></td></tr><tr><td colspan="18"></td></tr></table> （注意事項） 位置図、配管図等（個人情報（氏名）は記載しないこと）を添付し工事の内容を分かりやすく作成すること。図面は、施工箇所[桃]、断水世帯[黄]、操作仕切弁[緑]（開閉状況を記入）、排水箇所[青]で着色することを原則とする。																				工事施工連絡票										令和 年 月 日										工事の名称										施 工	日時	月		日		時から				月		日		時まで				断水時間		時		～		時		まで		場所		（図面は別紙掲載）								受 注 者		TEL								現場代理人 TEL								担当課・係						監督員 （担当者）				工事内容		断水工事		不断水工事		凍結工事		切り廻し		洗管作業		バルブ操作		その他（ ）																																								影 響		断水		濁り		減圧		減水（ ）		約 世帯		広 報		チラシ		口頭		広報車		その他（ ）				注意事項																																																																																												様式第20号 <table><tr><th colspan="10">工事施工連絡票</th></tr><tr><td colspan="10">令和 年 月 日</td></tr><tr><td colspan="2">工事の名称</td><td colspan="8"></td></tr><tr><td rowspan="3">施 工</td><td rowspan="3">日時</td><td colspan="2">月</td><td colspan="2">日</td><td colspan="4">時から</td></tr><tr><td colspan="2">月</td><td colspan="2">日</td><td colspan="4">時まで</td></tr><tr><td colspan="2">断水時間</td><td colspan="2">時</td><td colspan="2">～</td><td colspan="2">時</td><td colspan="2">まで</td></tr><tr><td colspan="2">場所</td><td colspan="8">（図面は別紙掲載）</td></tr><tr><td colspan="2" rowspan="2">受 注 者</td><td colspan="8">TEL</td></tr><tr><td colspan="8">現場代理人 TEL</td></tr><tr><td colspan="2">担当課・係</td><td colspan="4"></td><td colspan="2">監督員 （担当者）</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2" rowspan="5">工事内容</td><td colspan="2">断水工事</td><td colspan="2">不断水工事</td><td colspan="2">凍結工事</td><td colspan="2">切り廻し</td><td colspan="2">洗管作業</td></tr><tr><td colspan="2">バルブ操作</td><td colspan="10">その他（ ）</td></tr><tr><td colspan="10"></td></tr><tr><td colspan="10"></td></tr><tr><td colspan="10"></td></tr><tr><td colspan="2">影 響</td><td colspan="2">断水</td><td colspan="2">濁り</td><td colspan="2">減圧</td><td colspan="2">減水（ ）</td><td colspan="2">約 世帯</td></tr><tr><td colspan="2">広 報</td><td colspan="2">チラシ</td><td colspan="2">口頭</td><td colspan="2">広報車</td><td colspan="4">その他（ ）</td></tr><tr><td colspan="2" rowspan="5">注意事項</td><td colspan="18"></td></tr><tr><td colspan="18"></td></tr><tr><td colspan="18"></td></tr><tr><td colspan="18"></td></tr><tr><td colspan="18"></td></tr></table> （注意事項） 位置図、配管図等を添付し工事の内容が分かりやすく作成すること。 図面は、施工箇所[桃]、断水世帯[黄]、操作仕切弁[緑]（開閉状況を記入）、排水箇所[青]にラインマーカー（蛍光ペン）で着色することを原則とする。																				工事施工連絡票										令和 年 月 日										工事の名称										施 工	日時	月		日		時から				月		日		時まで				断水時間		時		～		時		まで		場所		（図面は別紙掲載）								受 注 者		TEL								現場代理人 TEL								担当課・係						監督員 （担当者）				工事内容		断水工事		不断水工事		凍結工事		切り廻し		洗管作業		バルブ操作		その他（ ）																																								影 響		断水		濁り		減圧		減水（ ）		約 世帯		広 報		チラシ		口頭		広報車		その他（ ）				注意事項																																																																																											
工事施工連絡票																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
令和 年 月 日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
工事の名称																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
施 工	日時	月		日		時から																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		月		日		時まで																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		断水時間		時		～		時		まで																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
場所		（図面は別紙掲載）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
受 注 者		TEL																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		現場代理人 TEL																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
担当課・係						監督員 （担当者）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
工事内容		断水工事		不断水工事		凍結工事		切り廻し		洗管作業																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		バルブ操作		その他（ ）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
影 響		断水		濁り		減圧		減水（ ）		約 世帯																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
広 報		チラシ		口頭		広報車		その他（ ）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
注意事項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
工事施工連絡票																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
令和 年 月 日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
工事の名称																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
施 工	日時	月		日		時から																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		月		日		時まで																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		断水時間		時		～		時		まで																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
場所		（図面は別紙掲載）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
受 注 者		TEL																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		現場代理人 TEL																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
担当課・係						監督員 （担当者）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
工事内容		断水工事		不断水工事		凍結工事		切り廻し		洗管作業																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		バルブ操作		その他（ ）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
影 響		断水		濁り		減圧		減水（ ）		約 世帯																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
広 報		チラシ		口頭		広報車		その他（ ）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
注意事項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											

改定後（様式 様式第23号）

様式第23号

工事用水量等及び断水作業報告書

令和 年 月 日

所属課 報告者

施工・断水期日

令和 年 月 日 時 分 ～ 令和 年 月 日 時 分

洗管期日

令和 年 月 日 時 分 ～ 令和 年 月 日 時 分

工事の名称

施工場所

工事の種類

配水管、給水管、仕切弁、消火栓、新設、移設、改造、布設替、修繕、洗管、水圧調整、漏水量測定、断水

受注者

直営
工事業者
担当

使用消火栓

公 No. 地上、地下、単、双
私 No. 地上、地下、単、双
排水弁 φ 30、40、50、75 × 箇所

排水弁または消火栓の水下がり状況

良・不良

不良場合の水抜き作業

実施・未実施

工

給水装置工事

切り落とし工事
φ mm m

不断水せん孔
φ mm m

断水区域内配給水管の水量

※1m当たりの管内水量

φ mm L = m m

φ 50 mm - 0.00196 m φ 200 mm - 0.03142 m

φ mm L = m m

φ 75 mm - 0.00442 m φ 250 mm - 0.04909 m

φ mm L = m m

φ 100 mm - 0.00785 m φ 300 mm - 0.07069 m

小 計

φ 150 mm - 0.01767 m

新設管内水量

φ mm L = m m

φ mm L = m m

φ mm L = m m

小 計

洗管作業

吐出口径 φ mm

時間当たり吐出水量 m/h

吐出時間 H

吐出水量 m

有収水量 = m²

無収水量 = m²

残留塩素濃度 mg/l

※ 1）配管略図を添付し、使用した消火栓・仕切弁等を明示すること。

2）配管布設工事については、ポリビツク洗管ごとに報告書を提出のこと。

改定前（様式 様式第23号）

様式第23号

水道維持課長 水道維持課長補佐 配水調整係長 配水調整係員 維持管理係長 維持管理係員 所属課長 所属課長補佐 所属係長

工事用水量等及び断水作業報告書

令和 年 月 日

所属課 報告者 印

施工・断水期日

令和 年 月 日 時 分 ～ 令和 年 月 日 時 分

洗管期日

令和 年 月 日 時 分 ～ 令和 年 月 日 時 分

工事の名称

施工場所

工事の種類

配水管、給水管、仕切弁、消火栓、新設、移設、改造、布設替、修繕、洗管、水圧調整、漏水量測定、断水

受注者

直営
工事業者
担当

使用消火栓

公 No. 地上、地下、単、双
私 No. 地上、地下、単、双
排水弁 φ 30、40、50、75 × 箇所

排水弁または消火栓の水下がり状況

良・不良

不良場合の水抜き作業

実施・未実施

工

給水装置工事

切り落とし工事
φ mm m

不断水せん孔
φ mm m

断水区域内配給水管の水量

※1m当たりの管内水量

φ mm L = m m

φ 50 mm - 0.00196 m φ 200 mm - 0.03142 m

φ mm L = m m

φ 75 mm - 0.00442 m φ 250 mm - 0.04909 m

φ mm L = m m

φ 100 mm - 0.00785 m φ 300 mm - 0.07069 m

小 計

φ 150 mm - 0.01767 m

新設管内水量

φ mm L = m m

φ mm L = m m

φ mm L = m m

小 計

洗管作業

吐出口径 φ mm

時間当たり吐出水量 m/h

吐出時間 H

吐出水量 m

有収水量 = m²

無収水量 = m²

残留塩素濃度 mg/l

※ 1）配管略図を添付し、使用した消火栓・仕切弁等を明示すること。

2）配管布設工事については、ポリビツク洗管ごとに報告書を提出のこと。

様式第29-11号 (JDP A W15)

PN形継手チェックシート

令和 年 月 日

工事名		現場代理人	主任技術者	配管技能者
図面No.・測点				
呼び径				

1 【呼び径300～600】

2 【呼び径700～1500】

矢視

矢視

（注）図は接合途中で、測定時の状態を示す。

管No. および形状									
略 図									
継手No.									—
清 掃									—
ロックリング									—
スプリング数 ^{注1)}									—
滑 剤									—
受ローゴム輪 間隔 (A)	1								1
	2								
	3								
	4								
	5								2
	6								
	7								
	8								
押輪用ボルト	数								
	トルク								
受ロー押輪 間隔 (B)	1								3
	3								
	5								
	7								
判 定									

注1) スプリングがある呼び径は900～1500

様式第29-11号 (JDP A W15)

PN形継手チェックシート

令和 年 月 日

工事名		現場代理人	主任技術者	配管技能者
図面No.・測点				
呼び径				

呼び径 300～600

呼び径 700～1500

矢視

矢視

注) 1. 図は接合途中で、測定時の状態を示す。
2. 但し、C寸法は接合後の寸法とする。

管 No.																			
管の種類																			
略 図																			
継手No.																			
清 掃																			
ロックリングと管の隙間チェック																			
ロックリングの間隔 (g) ^{※1}	g ₁																		
	g ₂																		
滑 剤																			
受口面～ゴム輪 間 隔 (A)	全周チェック																		
	①																		
	②																		
	③																		
	④																		
	⑤																		
	⑥																		
	⑦																		
⑧																			
呼び径700～1500 押輪用ボルト	数																		
呼び径700～1500 受ロー押輪 間隔 (B)	①																		
	③																		
	⑤																		
	⑦																		
受口内面～挿し口外面 間隔 (C) ・呼び径300～600は ①、③、⑤、⑦の4カ所 ・呼び径700～1500は ①～⑧の8カ所	①																		
	②																		
	③																		
	④																		
	⑤																		
	⑥																		
	⑦																		
	⑧																		
判 定																			

判定基準 ロックリングの間隔 $g_2 \leq g_1$ 、または $g_2 \approx g_1$

※1 g寸法の測定器具：インサイドキャリパ(直管の場合)